

毎週火、
昭和四年
月十五日第三種
郵便物認可

鳥取県公報

監査公告

東京事務所及び大阪事務所並びに神戸貿易事務所監査の結果

目次

監査箇所 執行年月日 角田 健太郎

東京事務所 昭和二十八年十月十六日

大阪事務所 ハ 十一月十二日

神戸貿易事務所 ハ 十一月十三日

東京事務所 昭和二十八年十一月十六日監査

監査委員 岸本政嘉

木南貞治

監査公告第百四号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十七年度及び同二十八年度にかかる東京事務所、大阪事務所並びに神戸貿易事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年十二月十日

鳥取県監査委員 岸本政嘉

加藤定治

監査概況

一 当所は昭和二十五年設置規程により再出發してから三年有余経過し、その運営状況は逐年活発化されつゝあつて本県行財政面に寄与し、特に近時においては鳥取火災をはじめ数次の風水害による災害対策、砂丘地開発の立法化の実現、産業施設に対する融資の獲得等の問題について、積極的に中央官庁及び諸機関と折衝し有利に展開しその成果をあげつゝあることは洵に結構なことでその労を多とする。しかしながら当所の機

構的問題或いは運営上の諸問題については毎監査のつ
度強く要望しているにもかゝわらず、未だ考慮されて
いないことは甚だ遺憾である。特に本県財政は災害等
に基因し毎年その窮乏を訴え中央政府に依存する率が
上昇しつゝある今日当所を強化して中央政府並びに諸
機関との折衝を一層効果的ならしめるよう県当局の再
考を促したい。

二 中央諸機関に対する交渉及び折衝は本府各課ごとに
上京して行われているがこれが日時の消費と経費は多
額と思われる一面上京者はその交渉折衝経過を当所に
対し連絡していないことは遺憾である。これらを解消
し当所本來の事務を円滑に執行せしむるため本府各部
において一名宛職員を配置し事務に従事せしむると共
に、各課は資料を提供し有利に導くことが必要である
ので県当局において措置されたい。なお現在一名欠員
中につき速やかに補充すべきである。

三 当所は寮舎を併設している関係で事務室が狭隘であ
り拡張を要するものゝ認める。東京駅前に建設中の鉄

五 当所の活動経費は主として通信費と燃料費であるが

経費僅少のため運用に相当困惑している。経費に支配
され事務が緩慢とならないよう十分考慮すべきである。

六 中央政府からの照会事項等で当所において処理でき
ないものはすべて文書または緊急案件のものは電話で
本府と連絡しているが事務の迅速化及び経費節減の觀
点から当所と本府間に長距離定通話の措置を講ずる
ことが必要と認められるので考究されたい。

七 経理は職員給以外は全額資金前渡により処理してい
るがこれが制度を逸脱した取扱がなされているものが
散見された。例えば鳥取火災に伴う中央に対する謝礼
を折衝後関係課より資金前渡し処理しているが戒むべ
きである。

大阪事務所

昭和二十八年十一月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

〃 木 南 貞 治
加 藤 定 治

監査概況

道会館内に事務所の設置方を同会館より知事宛勧誘を
受け一応仮申込しているが未だ決定されていないので
早急解決せられたい。なお移転の場合は本県物産の展
示も同事務所に併設でき得る構成となつてるので現
在の物産展示場も引揚げ事務所に展示照会し得る状況
となるので移転の実現を望む。なお現在全国物産館に
おいては展示小間借料として年額二十一万七千四百円
支払しているにもかかわらず利用状況は不十分と認め
た。例えは毎月一回実施される展示会においてもあま
り出品されてないので本県物産を紹介する絶好の機会
であるので県当局は県内業者を指導啓蒙し販路の拡張
と出品に努力することが肝要である。

四 宿泊寮舎は三河台と天現寺にあるが三河台寮設置に
伴い天現寺寮舎を昭和二十五年三月の県議会で処分す
ることに同意を得ているが兩寮舎の利用状況を見るに年
間五千四百十五人の利用者がある。特に最近は長期講
習等の受講者もあり所長としては天現寺寮舎の存置を
望んでいるので当局の善処を要望する。

一 当所は戦後各县にさきがけて本県物産の斡旋所とし
て阿倍野筋に設置されたことは時宜を得た適切なる措
置として期待されたのであるが発足当初より地理的及
び機構的に種々問題もあつてその運営は必ずしも、良
好と云えなかつたことは毎回の監査の都度指摘した通
りであるがたまたま昭和二十七年度において一千一百
五十万円の県費を投じ都心地である堺筋に移転進出を
見、本年五月大阪事務所として名実共に新発足したこ
とは眞に結構で欣快に堪えない次第である。

なお水年の懸案であつた諸問題を着々と改善し第一線
機関の活動を容易ならしめるためその態勢確立に努め
本県産業経済面に寄与しつゝあることは偏々に所長以
下職員の努力と関係者の協力の賜である。しかしながら
位置としては最適地に進出したとはいえ内部組織機
構の問題（格付等）、活動経費の問題等運営上の諸問
題が取り残されているのでこれらについては県当局の
積極的企画と配意が望ましい。

00444

二 組織機構の問題

(1) 職員は所長以下九名(定員九名)であつてこれを

部内別に見ると庶務(主事一、雇二)商工(主事

一)農産(技師二)畜産、林産(技師各一)でそれ

ぞれ部内別に活動しているがこれらの限定された陣容での事業推進は容易でないと思われる。例えば農産部内で大阪中央市場に駐在事務所を設け常駐しているが給仕も配置されていない、また觀光宣傳及び職業関係の労務斡旋事務等においても専任職員が設置されていないので現在庶務商工部内の職員がそれぞれ兼務している実情である。いすれにしてもこれら陣容を一挙に拡充することは不可能であるべき問題である。

(2) 神戸貿易事務所は県行政組織規程上何等明記されていない、また職員は大阪事務所勤務として発令されているので内部組織として当所の駐在的性質をもつてゐるものと思料し監査に臨んだのであるが当所

とは組織的に全然別個で完全に独立運営している実情である。これらは県行政組織及び人事管理面からして考究を要するので県当局の明確な措置を望む。

三 事業活動の問題

(1) 当所の主要業務である物産斡旋業務は往年と何等変りなく改善方策が講ぜられていない、斡旋業務は生産された斡旋そのものよりむしろその前段階として県内産物に市場性を持たせる生産指導が必須要件と思われるが、これらの措置が全然採られていない即ち、

○県内産物が消費地向の特產物として育成されないこと。

○品質優秀であつても規格不統一であること。

○出荷時期が適正でないこと。

○大量的、計画的、生産体制並びに出荷体制が確立されていないこと。

等が挙げられるが何れにしてもこれらに起因し本県産物は出荷されても極めて安価で取引されているも

の、或は引合しても不成立に終つてゐるのが現状である。要するに京阪神地方の市場から見た市況並びに各種調査資料によつて県内における生産、出荷の総合的計画措置を講ずることが最も急を要する問題である。この点県当局は勿論のこと県内生産団体の自覺と協力を要望致したいなお当所としても常時市場及び取引先の各種情報しう集並びに信用調査を行い販路拡張に一層努力を望む。

(2) 昭和二十七年度及び二十八年度における物産の斡旋状況

斡旋状況は次表通りであり、この数字によつて当所の事業活動の効果を云々することは避けたい。例えは一度引合成立した後は兩者の信用程度により直接取引されている關係で表面には現れない点もある。昭和二十七年度は従前の通り活動は不活潑で特に庁舎移転準備期間として本来の事業に主力が注がれていなかつたことが起因しているものと認めた。もつとも新發足してからの本年度事業は極めて円滑に執行されてゐる。

年 度	成 立 額	不 成 立 額	予 定 金	立 件 数	期 内 件 数
二十七年度	木炭外一七	七、六七〇、四六二	一一、七九二、〇〇〇	一六	自九月至三月
二十八年度	木炭外一七	六六、〇七〇、〇〇〇	一一、七九二、〇〇〇	二六	自四月至九月

(大阪中央市場における入荷状況)

二十七年度(自九月至三月) (白葱外二〇品目)

二十八年度(自四月至九月) (白葱外二九品目)

五百三十七万余円

貳億三千四百九十六万余円

四 その他の事項

(1) 当所の事業運営について各部内別に運営委員を委嘱し専門的知識を活用したい所長の抱負であつたが、今後当所の發展的事業運営上最も時宜に適した施策であり特に推奨致したい。なお在阪県人会の組織強化についても努力していかれにしても従来の幹旋所時代における不信、不名譽を挽回し事業そのものを中途半端に陥らしめないよう望んでやまない。

(2) 宿泊施設及び職員住宅については何等考慮されていないので所長もこれが建設について強く要望しているが、これらは上阪する県内業者の商取引上不便でありまた職員に対しても現在遠隔地より通勤しているため事務能率に影響すると認めたので今後何等かの措置が必要と認めた。

(3) 当所の運営費（旅費、通信費、交際費、食糧費、調査費等）は旧幹旋所当時の陣容に対する予算が引き継がれているため増員に対する諸経費は見られず、勢い明日の活動に大きく阻害しているので早急善処

を要望する。

(4) 石谷貞彦氏寄附にかかる敷地（九四・三七坪場所 大阪市西区松島町）と隣接民有地の一部を借用し倉庫一棟建設していたが監査當時県内業者から入荷した木炭が保管されていた、保管料の問題も未解決でその保管責任も明確でなかつた。今後保管責任の所在を明確にすることと保管料の問題等について早急措置しおくべきである。

(5) 当所の活動を容易ならしめるため機動力の配備が必要と認められるので考究されたい。

五 会計事務の執行状況

当所の予算執行はすべて資金前渡であるが中には彼此費目流用していくが常時前渡とは言え資金の費目流用は許されないので今後は厳に留意すること。なお次の点整理すべきである。

(1) 備品貸与簿は出納員の一括貸与となつていて個々に貸付け整理のこと。

(2) 鳥取県民芸大会を二十七年十月開催するため産業

会館を借り上げしているが（借料四二・〇〇〇円）支払が五月十日（請求十月三十日）であつた支払が遅延している。

(3) 四月支払つた人夫賃一万二千円は出品物展示会の

区分 分 決 算 額

摘要

要

場合の雜人夫賃であるが証憑書の内訳と開催日時と不突合がありまた請求と支払に相当のずれがあつた。

六 庁舎移転に伴う経費の内訳は次の通りである。

工 事 費	二、七〇〇、〇〇〇円
所長公舍建築費	一、三〇〇、〇〇〇
事務所改造費	五一、〇〇〇
倉庫建設費	八八九、〇〇〇

石谷氏寄附敷地一部民有地

場所

西区

松島

町

五四坪

平屋建

現事務所に転用建坪二〇・七五坪

敷地六三・一七坪

施 設 費	八、〇〇〇、〇〇〇円
建物買収費	三、五〇〇、〇〇〇
宅地買収費	四、五〇〇、〇〇〇
事務所改造費	一〇〇、〇〇〇円
倉庫建設費	四〇〇、〇〇〇円

建物宅地買收の幹旋手数料

計 一一、五〇〇、〇〇〇円

財源内訳

一般 県 費 一 旧幹旋所売 払

三、五〇〇、〇〇〇

〇〇〇

00446

7 昭和28年12月10日 木曜日 鳥取県公報(号外)第108号

00445

昭和28年12月10日 木曜日 鳥取県公報(号外)第108号 6

00448

監査概況

神戸貿易事務所 昭和二十八年十一月十三日監査

監査委員 岸本政嘉

木南貞治 加藤定治

一 当所は昭和二十五年に貿易振興の一助として兵庫県貿易会館が設置された機会に他府県とともに本県もその招致に応じ輸出貿易品の共同展示に出品していたが、また昭和二十七年七月該館内に独立の一室を借り受け専任職員を常駐し本県輸出特産品のあつ旋業務を開始したのであるがその活動状況はあまり思わしくない、最近漸くその緒についた程度であり未だ特に見るべきものが少い。本県の貿易振興の成否が今後の運営如何に負うところ大であると思うので組織運営の改善に留意が緊要と認めた。

二 職員は二名(主事一、雇一)で何れも大阪事務所勤務として発令されている。特に当所の組織的機構の問題については大阪事務所の監査報告に強く指摘した通

りであるが業務の性質内容からしても現在の本県輸出特産品の生産規模から見ても現段階としては大阪事務所の附属機関としてその管轄下に置き運営管理の一元化を期すべきではなかろうか。当局の考究をのぞむ。

三 昭和二十八年度(自一月至九月)の斡旋状況は取引成立しているもの十六件(サラダボーラ外五品目)三百三十万余円であつて他は切角引合があつても生産規模が甚だ僅少のため量的に間に合わず不成立に終つてゐる状況である(主として木竹製品)。この点海外輸出品に限らず大阪事務所の監査報告にも言及している如く県内業者との技術指導と生産態勢が採られていないことが如実に現われている。県政施策上の問題として当局の善処を要望する。

四 所内に本県輸出向き特産品、試作品等を陳列しているが内容が貧弱である。これらの出品物はすべて生産物はすべて生産者負担であるためしう集困難なためのようであるが折角商談があつてもそのつ度生産者から

見本品を發送させるといった状態では到底迅速を要する商談は成立しないので県内生産者の協力を得ることは勿論のことであるが県においても特殊のものは買上げる等して展示品の内容充実をはかることが必要と認めた。

五 視察旅費を獲得して輸出貿易の先進地の生産状況特に協同組合化による生産態勢等種々調査を行うほか帰県の度合を多くして県内メーカーの個別訪問或いは啓蒙宣傳も必要であるが、現機構ではあまり賛成し難い。もつともこれ等の点については本庁主務課がそれぞれ分かれているためその連絡調整が十分に採られていない結果で現実に月一回乃至二回必ず帰県し県内業者の啓蒙を行つてあるがこれによつて本来の第一線機関の活動を鈍らせるような結果を生ずることは嚴に慎しむべきである(当所に限らず大阪事務所でも同様)。何れにしても大阪事務所も機構的に拡充されたことでもあり本庁の機構を根本的に検討しこ

らの第一線機関の運営を円滑化するため本庁に調整機関を設け一元的しかも強力に推進することが必要と認めた。

六 予算経理の執行状況は主務課よりの直接資金前渡経理であつてこれが前渡金の運用について他に流用していたことは厳に戒しむべきである。特に今後も事務執行上種々の事情から必要に迫られることがあるかも知れないが充分留意すべきである。